

申告書の書き方(収入がなかった人または、収入が遺族年金、障害年金および雇用保険のみだった人の記入例)

【表面】 ※収入があった人については、2,3ページをご覧ください。

【裏面】

おそれいますが切手を貼ってください。

8 1 6 8 5 1 0

大野城市役所 市税課 行

大野城市曙町二丁目二番一号

申告関係書類

住所(〒 -)

氏名

●この封筒は、切り取って、郵送での申告にご利用ください。

申告書を提出する前に、チェックしましょう！

- 住所・氏名・電話番号などを、はっきり記入していますか？
- 申告に必要な書類(控除証明書・医療費の明細書など)にもれはありませんか？
- ※医療費の領収書は入れないでください。また明細書がない場合は、医療費控除を受けることはできません。
- 税務署に確定申告書を提出していませんか？

※確定申告書を提出した人、提出する予定の人は、この申告書の提出は必要ありません。

令和7年度 市県民税・国民健康保険税等の申告について

この申告書は、令和6年中の所得について申告していただくものです。
 令和7年度の市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料等の課税(算定)資料および所得証明などの大切な資料となります。申告書の書き方については、2～4ページをご覧ください。

1. 申告が必要な人

- 令和7年1月1日現在、大野城市内に居住している人で、次のいずれかに該当する人
- 令和6年中に所得があった人
 - 国民健康保険に加入している世帯の世帯主または後期高齢者医療保険に加入している人
 - 所得はないが、所得証明書など税証明の取得や医療・福祉などの各軽減措置制度の利用を行う予定のある人

★上記『申告が必要な人』に当てはまる場合でも、次のA～Cのいずれかの人は申告不要です。

- A 税務署に確定申告書(所得税の還付・納付などの申告)を提出した人またはする予定の人
- B 所得が給与のみで、事業所から市に給与支払報告書が提出されており、他に控除の追加がない人
- C 所得が公的年金(遺族年金・障害年金は除く)のみで、他に控除の追加がない人

2. 申告方法

申告会場の混雑緩和のため、郵送での申告を推奨しています。ご協力いただきますようお願いいたします。

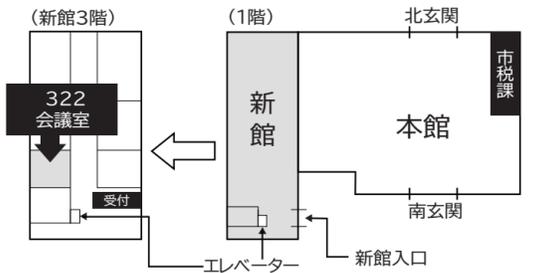
- 郵送での申告**
 申告書にご記入のうえ、必要なものを封筒に入れて提出先に郵送してください。封筒は4ページに掲載しているものを切り取って、ご利用ください。
 - 申告期間 令和7年2月17日(月)～令和7年3月14日(金)
 - 提出先 〒816-8510 大野城市曙町二丁目2-1 大野城市役所 市税課 宛

- 申告会での申告**
 - 申告期間及び会場(土曜日・日曜日・祝日は除く)

令和7年2月17日(月)～2月28日(金)	大野城市役所 新館3階322会議室 ※新館のエレベーターを利用し、お越しください。
令和7年3月3日(月)～3月14日(金)	大野城市役所 本館1階市税課窓口

※期間によって、会場が異なりますのでご注意ください。

 - 受付時間 午前9時～午後3時30分まで受付



3. 申告に必要なもの

申告方法	必要なもの
郵送での申告	① 申告書 ② 【収入がある場合】収入が分かる書類 (例) 年金収入がある：年金の源泉徴収票 ③ 【控除を受ける場合】控除を受けようとするものの証明書など (例) 社会保険料控除:国民健康保険税や介護保険料等の納付額通知書 医療費控除:領収書ととりまとめた明細書 ※明細書がない場合は、医療費控除を受けることができません。 ④ マイナンバーカードの写し(両面) (マイナンバー通知カードの場合は、運転免許証等の本人確認書類の写し(両面)も提出してください。)
申告会での申告	上記①～③ ④ マイナンバーカード (マイナンバー通知カードの場合は、併せて運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。)

4. 問合せ先

- 市県民税について
- 市税課
- 市民税担当
- 電話 580-1828
- 国民健康保険税について
- 国保年金課
- 国保年金担当
- 電話 580-1846
- 後期高齢者医療保険料について
- 国保年金課
- 医療担当
- 電話 580-1847

申告書の書き方(収入があった人の記入例)

※収入がなかった人または、収入が遺族年金、障害年金および雇用保険のみだった人については、4ページをご覧ください。

- この記入例は、様々な例を併記したものです。ご自身に該当する欄のみを参考にしてください。
- 土地・建物や株式などの譲渡所得および先物取引などの申告書は、別様式になりますので、市民税担当までお問い合わせください。
- 表面記入例と裏面記入例は、合致していません。

要添付

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

大野城市曙町〇丁目〇番〇号

大野城 太郎

750,000 200,000 480,000 0

大野城市御笠川〇丁目〇番〇号

大野城 太郎

〇〇〇〇工業株式会社

要添付

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

大野城市曙町〇丁目〇番〇号

大野城 太郎

2 137 800

東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇厚生年金基金

源泉・特別控除対象配偶者や扶養親族がいる場合は記入してください。居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の場合は、「同一生計配偶者」の欄にし点を付けてください。(※1 控除対象配偶者を除く)

※扶養親族が障害者控除に該当する場合は必要事項を記入のうえ手帳等を提示するか、写しを添付してください。

- ※1. 合計所得金額が1,000万円以下の納税者と生計を一にする配偶者
- あなたが障害者控除に該当する場合は必要事項を記入のうえ手帳等を提示するか、写しを添付してください。
- あなたがひとり親・寡婦に該当する場合はいずれかに○を付けてください。

【障害】
特別障害…身体障害者手帳に身体上の障がいの程度が1級又は2級と記載されている人、重度の知的障がい者と判定された人やいつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない人など、障がい者のうち特に重度の障がいのある人をいいます。
その他障害…身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳をもらっている人や精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人、65歳以上の人で障がいの程度が障がい者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人など精神や身体に障がいのある人をいいます。

- 【ひとり親】
次のすべてに該当する人をいいます。
① 配偶者と離別・死別した後再婚していないまたは婚姻歴がない
② 総所得金額等の合計が48万円以下の生計を一にする子がいる
③ 合計所得金額が500万円以下である

- 【寡婦】
次のいずれかに該当する人をいいます。
① 配偶者と死別した後再婚しておらず、総所得金額等の合計が48万円以下の生計を一にする子がおらず、合計所得金額が500万円以下の女性
② 配偶者と離別した後再婚しておらず、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下の女性

- 【勤労学生】
本人が学生・生徒などで、次のいずれにも該当する場合です。
① 合計所得金額が75万円以下であること
② 合計所得金額のうち、自己の勤労によらない所得が10万円以下であること

令和7年度 市県民税・国民健康保険税等申告書

大野城市 曙町〇丁目〇番〇号

大野城 太郎

大野城 太郎

大野城 花子

大野城 春子

収入 750,000 213,780 0

支出 320,000 110,000 65,500 140,280 540,40

合計 259,820

国民健康保険税 720,000

社会保険料控除 1,000,000

支払った医療費と補填された金額をそれぞれ記入し、領収書を取りまとめた明細書を添付してください。

また、セルフメディケーション税制を適用する人は、当該年中に一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付が必要になります。

(例)
・定期健診(検診)や健康診断等の領収書又は結果通知表
・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証など

国民健康保険税などの社会保険料控除は、令和6年中に支払った金額をそれぞれ記入し、最後に合計を記入してください。

要添付

令和6年分 生命保険料控除証明書

大野城 太郎

大野城 太郎

〇〇〇〇△△△△

終身 2024年9月

継続 2024年5月1日

72,000円

〇〇生命保険会社

東京都中央区日本橋〇丁目〇番地

要添付

令和6年分 地震保険料控除証明書

大野城 太郎 様

大野城 太郎

〇〇〇△△△△

令和6年3月1日

10,000円

家財

〇〇損害保険株式会社

要添付

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

大野城 太郎

令和6年10月1日

126,180円

14,100円

140,280円

【裏面記入例】

(裏面の計算結果を表面に転記してください。)

ア 給与収入の内訳

月	日	給	勤務	月	取
		円		円	
1					
2	6,000	20		120,000	
3	6,000	18		108,000	
4	6,000	15		90,000	
5	6,000	20		120,000	
6	6,000	20		120,000	
7	6,000	10		60,000	
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等				0	円
合計				618,000	円
勤務先名	〇〇工業株式会社				
TEL	()				

イ 事業所得(営業等・農業)、不動産所得の収支明細書

科目	金額
A 売上(収入)金額	3,706,320 円
売上原価(仕入金額)	986,300
給与資金	600,000
減価償却費(車両・店舗)	0
地代・家賃(営業部分のみ)	360,000
租税公課(固定資産税・自動車税)	156,200
光熱水費(水道・電気・ガス代)	82,652
損害保険料(火災保険料・自動車損害保険料)	0
旅費交通費	42,000
通信費(電話代)	0
修繕費(店舗等の修繕)	77,000
消耗品費(文房具・包装材の費用)	29,646
その他	
B 計	2,333,798
C 専従者控除額(下の表も記入)	500,000
所得金額(A-B-C)	872,522

事業専従者	氏名	生年月日	従事月数	専従者給与
〇〇〇	大野城 ジョー	50.5.8	12月	500,000 円
〇〇〇	大野城 ジョー	50.5.8	12月	500,000 円

ウ 所得および控除の内訳

種類	所得の生ずる場所	収入金額または支払金額	必要経費	所得金額	備考
所得・控除	配当	株式会社〇〇〇	30,000 円	30,000 円	
所得・控除	雑	〇〇〇文化センター(謝礼)	40,000 円	12,000 円	28,000 円
所得・控除	一時	〇〇生命保険相互会社	3,000,000 円	2,200,000 円	800,000 円
所得・控除					
所得・控除					

エ 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	個人番号	住所
〇〇〇		
〇〇〇		

この申告書は電算機で機械的に自動読み取りの処理を行います。申告書に貼り付け、右図のように整理してください。

・事業所得、不動産所得のある人はこの欄に記入してください。計算により算出した所得金額を表面に記入してください。

- 事業(営業)所得: 表面の③
- 事業(農業)所得: 表面の④
- 不動産所得: 表面の⑤

・収入や必要経費が分かる帳票等をお持ちください。

事業専従者がいる人は、専従者の氏名、続柄、生年月日、従事月数、専従者給与(控除)額を記入してください。

給与収入があったが源泉徴収票が無い人は、日給と勤務日数から月収を計算し、それぞれを記入してください。

- 勤務先の名称と連絡先を記入してください。
- 1年間の収入の合計額を表面の給与収入欄(①)に記入してください。
- 給与明細などの給与額が分かるものをお持ちの人は、写しを添付してください。

■主な申告項目の説明

A 収入等に関する事項について(所得)	B 所得から差し引かれる金額に関する事項について(所得控除)
<p>給与</p> <p>勤務先から受ける給与、賞与、賃金(パート・アルバイト含む)等の所得です。申告書表面の「給与」欄(①)に支払金額を記入し、「給与所得の源泉徴収票」を添付してください。源泉徴収票のない人は、裏面の「給与収入の内訳」欄も記入してください。</p> <p>公的年金等</p> <p>国民年金や厚生年金、企業年金等の公的年金等による所得です。申告書表面の「公的年金等」欄(②)に支払金額を記入し、「公的年金等の源泉徴収票」を添付してください。</p> <p>事業(営業等)</p> <p>小売業、飲食業、外交員報酬等の営業から生ずる所得です。申告書表面の「事業所得、不動産所得の収支明細書」欄に記入し、収入金額から必要経費を差し引いた金額を表面の「事業(営業等)」欄(③)に記入してください。</p> <p>事業(農業)</p> <p>農産物の生産等の事業から生ずる所得です。申告書表面の「事業所得、不動産所得の収支明細書」欄に記入し、収入金額から必要経費を差し引いた金額を表面の「事業(農業)」欄(④)に記入してください。</p> <p>不動産</p> <p>土地、建物等の不動産の貸付等によって生ずる家賃、地代、権利金等の所得です。申告書表面の「事業所得、不動産所得の収支明細書」欄に記入し、所得金額を表面の「不動産」欄(⑤)に記入してください。</p> <p>利子</p> <p>源泉徴収されない国外の銀行等に預けた預金の利子等です。申告書表面の「利子」欄(⑥)に支払金額を記入してください。</p> <p>配当</p> <p>株式等の配当や投資信託の収益の分配等の所得です。申告書表面の「所得および控除の内訳」欄に記入し、収入金額から必要経費を差し引いた金額を表面の「配当」欄(⑦)に記入してください。また、特定配当等に係る配当所得を申告する場合は、表面の「配当割・株式等譲渡所得割額控除」欄にも記入してください。</p> <p>業務</p> <p>原稿料やネットオークションを利用した個人取引、食料品の配達など副収入による所得です。申告書表面の「所得および控除の内訳」欄に記入し、収入金額から必要経費を差し引いた金額を表面の「雑・業務」欄(⑧)に記入してください。</p> <p>その他</p> <p>生命保険の年金(個人年金保険)など他のいずれの所得にも該当しない所得です。申告書表面の「所得および控除の内訳」欄に記入し、収入金額から必要経費を差し引いた金額を表面の「雑・その他」欄(⑨)に記入してください。</p> <p>譲渡所得</p> <p>機械、車両、器具等の動産や営業権、ゴルフ会員権等の資産の譲渡による所得です。申告書表面の「所得および控除の内訳」欄に記入し、収入金額から必要経費を差し引き、さらに特別控除(50万円)を差し引いた金額を表面の「総合短期譲渡」欄(⑩)または「総合長期譲渡」欄(⑪)に記入してください。(土地・建物・株式等の譲渡所得については、別途、分離課税用の申告書の提出が必要です。)</p> <p>一時所得</p> <p>生命保険契約に基づく満期返戻金等一時的な性質を持つ所得です。申告書表面の「所得および控除の内訳」欄に記入し、収入金額から必要経費を差し引き、さらに特別控除(50万円)を差し引いた金額を表面「一時」欄(⑫)に記入してください。</p>	<p>雑損控除</p> <p>災害や盗難等によって住宅や家財等の資産が損害を受けた場合に雑損控除が受けられます。申告書表面「雑損控除」の欄に、損害金額、原因等が補填された金額、災害関連支出をそれぞれ記入し、別途、損害を受けた年月日・原因・損害の状況・損害金額・保険等で補填された金額等を添付してください。</p> <p>医療費控除</p> <p>医師等が支払った医療費や治療のために必要な医薬品の購入費等を支払った場合は医療費控除が受けられます。申告書表面「医療費控除」の欄と裏面「所得および控除の内訳」欄に医療費の額、保険金等で補填された金額をそれぞれ記入し、領収書を取りまとめた明細書を添付してください。</p> <p>社会保険料控除</p> <p>支払った国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療保険・その他の保険(給与から差し引かれた社会保険料や任意継続保険料等)について記入し、納付額通知書や控除証明書等を添付してください。</p> <p>小規模企業共済等掛金控除</p> <p>支払った確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金について記入し、支払証明書等を添付してください。</p> <p>生命保険料控除</p> <p>新生命保険契約等・旧生命保険契約等に基づいて支払った保険料等又は介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料等・旧個人年金保険契約等・旧個人年金保険契約等に基づいて支払った保険料等があるときは、生命保険料控除が受けられます。申告書表面の「生命保険料控除」欄と裏面の「所得および控除の内訳」欄に生命保険料支払額を記入し、控除証明書を添付してください。</p> <p>地震保険料控除</p> <p>損害保険契約等による地震等損害部分の保険料や掛金を支払ったときは、地震保険料控除が受けられます。また、平成18年12月31日までに契約し、その後変更していない損害保険契約のうち、保険期間又は共済期間が10年以上で満期返戻金があるものの保険料を支払ったときには旧長期損害保険料として控除が受けられます。申告書表面の「地震保険料控除」欄と裏面の「所得および控除の内訳」欄に地震保険料支払額等を記入し、控除証明書を添付してください。</p> <p>配偶者(特別)控除と扶養控除</p> <p>生計を一にする配偶者やその他の親族のうち、合計所得金額が48万円以下の方が該当します。申告書表面の「配偶者控除」の欄又は「扶養控除」の欄に記入してください。また、扶養親族等が別居の場合はその住所も記入してください。なお、16歳未満(平成21年2月2日以降出生)の扶養親族については、扶養控除の対象とはなりません。軽微判定や障害者控除の適用のため、記入が必要となる場合があります。※配偶者控除については、所得要件により、控除額が異なるため、詳しくは市民税担当までお問い合わせください。</p> <p>障害者控除</p> <p>本人や同一生計配偶者、扶養親族が障がい者場合に障害者控除が受けられます。●特別障害とは:身体障害者手帳1・2級や療育手帳Aの交付を受けている人等。●その他障害者とは:身体障害者手帳3級以下や療育手帳Bの交付を受けている人等。申告書表面の「本人該当事項」欄、「配偶者控除」欄、「扶養親族」欄にそれぞれ記入し、障害者手帳等を提示するか、写しを添付してください。</p> <p>ひとり親控除</p> <p>配偶者と離別・死別しているまたは婚姻歴がなく、総所得金額等の合計が48万円以下の生計を一にする子がおり、納税義務者の合計所得金額が500万円以下の場合にひとり親控除が受けられます。</p> <p>寡婦控除</p> <p>以下のいずれかの場合、寡婦控除を受けられます。 ① 配偶者と死別しており、総所得金額等の合計が48万円以下の生計を一にする子がおらず、合計所得金額が500万円以下の女性 ② 配偶者と離別しており、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下の女性</p> <p>勤労学生控除</p> <p>本人が学生・生徒等で、次のいずれにも該当する場合は勤労学生控除が受けられます。学生証等の写しを添付してください。①合計所得金額が75万円以下であること、②合計所得金額のうち、自己の勤労によらない所得が10万円以下であること。</p> <p>寄附金税額控除</p> <p>都道府県、市町村、福岡県共同募金、日本赤十字社福岡県支部又は所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち福岡県、本市が条例で指定した寄附金等を支出したときは、適用下限額2千円を超える部分については法令で定められた計算方法により寄附金税額控除が受けられます。申告書表面の「寄附金税額控除」の欄に支出金額等を記入し、領収書等を添付してください。</p> <p>所得金額調整控除</p> <p>【給与収入のみある場合】 給与収入金額が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合に所得金額調整控除を受けられます。 ①本人または合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者、その他親族が特別障害者である ②23歳未満の扶養親族を有する 【給与収入と公的年金収入の両方がある場合】 給与所得と公的年金に係る雑所得がそれぞれ10万円を超える場合に所得金額調整控除を受けられます。</p>